

令和3年度  
聖籠町農地等利用最適化推進施策  
に関する意見書

令和2年11月  
聖籠町農業委員会

## 聖籠町農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、本町の農業・農村振興に積極的に取り組まれているとともに、農業委員会活動に対しましても、ご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化の進行、担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象による自然災害のみならず、新型コロナウイルス感染症による活動の自粛等に伴う影響により、極めて厳しい状況が続いています。

こうした状況の下、政府・与党は、食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために、国民全体の取組の指針として策定された食料・農業・農村基本計画を見直し、令和2年3月に閣議決定され、現在38%である食料自給率を令和12年度までに45%まで向上させる目標を掲げたところであります。そのため、水田のフル活用を図るなど生産基盤を強化する必要があります。

農業委員会は、発足以来、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応し、法令等に基づく農地の権利移動などの許認可や、地域の農業振興の推進など、幅広い役割を果たしてきました。平成28年4月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」において、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、これまで以上に地域と密接に関わり、地域の農業振興の推進を図ることが求められてきています。

当町においては、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）などを推進するため、町及び農業関係団体と連携を図りながら活動に取り組んでおります。

つきましては、令和3年度の予算編成にあたって、町の基幹産業である農業を守り発展させることを主眼とし、農地利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出します。

令和2年11月13日

聖籠町長  
西脇道夫 様

聖籠町農業委員会  
会長 駒澤 一 男



## 1 持続可能な農業へ向けて

当町においても、認定農業者など担い手と言われる農業者が高齢化により今後、減少していくと見込まれます。

担い手である農業者が、安定した農業経営を持続させるには、農地利用の最適化の推進はもちろんのこと、基盤整備、農業用施設整備や組織育成など様々な農業支援策が重要と考えます。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、持続可能な農業の確立に向けた支援策を講じられるようお願いいたします。

その中で、町の農業を担う農業後継者や新規就農者を確保するとともに、若い担い手が将来にわたり安定的な農業経営を行えるよう取り組まれることをお願いいたします。

令和2年度で終了する水田農業確立対策事業は、担い手の農業経営に大きな安定をもたらすとともに、担い手の農地の集積に寄与してきました。今後も安定した農業経営の持続、農地の集積を一層進めるため、農業関係予算を確保し、担い手の支援に取り組まれるようお願いいたします。

昨今、国内各地で大規模な自然災害による農業被害が多発しております。当町では、幸いにも大きな農業被害は出ていませんが、台風等大規模な自然災害による農業被害に備えるため、収入保険の加入促進等の支援に取り組まれるようお願いいたします。

## 2 担い手への農地の集積・集約化について

農業経営の規模拡大を図るためには、耕作の事業に供される農地の集団化を図り、効率的に耕作できるようにする必要があります。そのため、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合いや基盤整備事業の活用などにより、担い手への集積・集約がより一層図られるよう支援をお願いいたします。

現在、町内7地区において基盤整備事業を推進する地区協議会が設立されており、地区の話し合いの中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、積極的に関わってきております。今後も適切な予算措置のもと、基盤整備事業を進めるとともに、事業主体である県等関係機関と連携を図り推進するようお願いいたします。

併せて、人・農地プランの実質化や基盤整備事業の推進により、一経営体の経営面積が増大するとともに発生する焼却できない大量のもみ殻の処理や基盤整備事業の要件である2割園芸導入等の課題の解決について、町当局には、社会情勢を踏まえながら、関係機関と連携しつつ、担い手とともに取り組まれるようお願いいたします。

### 3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化による労働力不足や所有者不明に伴う農地の管理不全など様々な要因による耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地には、解消が難しい荒廃農地も多くあり、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地所有者等への指導のみでは、解消に限界があります。基盤整備事業の推進や遊休農地対策事業補助金の拡充など具体的な施策を講じ、耕作放棄地の発生防止・解消にご協力いただくようお願いします。

また、近年、果樹の耕作放棄地が増加しています。「果樹の町 聖籠」を維持・発展させるため、果樹振興策として、果樹園の団地化や幼木の未収益期間の支援などに取り組み、その結果として耕作放棄地の発生防止・解消となるようご協力をお願いします。

### 4 農業委員会の体制について

農業委員会は、農地利用の最適化に取り組んでおります。人・農地プランの実質化では、今後5年、10年先を見据えた地域の農業のあり方を検討するにあたり、町当局と連携し業務を遂行しなければなりません。また、町内7地区で話合いが進められている基盤整備事業は、農地中間管理事業と高い関連があり、その推進は、農業委員会に多大な事務を生じさせているところです。つきましては、農業委員会事務局の様々な業務に対応するために適切な職員配置を引き続き講じられるようお願いいたします。